

令和 6 年度児童虐待防止のための広報啓発業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和 6 年度児童虐待防止のための広報啓発業務

2 業務の目的

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間である 11 月を中心に、SNS をはじめとした各種メディアを活用し、子育てに悩んだときの相談先や体罰によらない子育て及び虐待を発見したときの通告先について広く県民への周知を図ることにより、児童虐待の未然防止及び早期発見を図るもの。併せて、児童相談所等が独自で広報啓発イベントを行う際に利用できる広報啓発資材を作成し、より効果的な広報啓発を行えるよう図るもの。

3 委託期間

契約締結日から令和 6 年 12 月 27 日まで

4 業務内容

(1) SNS をはじめとした各種メディアを活用した広報啓発

イ 広報啓発のターゲット層及び啓発内容

ターゲットは主に宮城県内に居住する以下の者とする。

ターゲット	広報啓発内容
①保護者	子育てに不安や悩みを感じたときには、市町村をはじめとした各種窓口相談すればよいという内容。自分でも気軽に相談してよいと感じられるような表現とすること。 併せて、体罰の禁止及び体罰によらない子育てを周知。また、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうこと（夫婦げんかを含む）は、子どもへの心理的虐待となることの周知。 ただし、過剰に保護者に対する懲罰意識をかき立てる表現とならないように配慮すること。
②全世代	児童虐待（疑いの段階も含む）を発見した場合には、近くの市町村又は児童相談所に速やかに通告することの周知。また、児童相談所虐待対応ダイヤル 189 の周知。 ただし、過剰に保護者に対する懲罰意識をかき立てる表現とならないように配慮すること。

②では、現在子育て中の世帯が多いと考えられる 20～40 代のほか、将来子育てをする可能性のある若者世代、子どもの祖父母年代にあたる中高年世代、普段子ども

や子育てと関りのない県民も含め、幅広い年代及び属性の者を対象とすること。

以上に記載するもの以外の広報啓発は、発注者と協議の上、実施できる。

ロ 広報啓発の実施時期

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間である11月を中心に実施し、概ね1か月程度継続して行うこと。ただし、この期間に実施することが困難な場合又は発注者から申出があった場合は、発注者及び受注者間で協議の上、期間を変更することができる。

ハ 広報啓発の手段及び付随する業務

(イ) 必ずSNS（Instagram、YouTube等）を媒体とした広報啓発を行うこと。

SNSアカウントの取得、運営及び保守は受注者において行い、情報漏洩等が起こらないよう、セキュリティに十分留意すること。

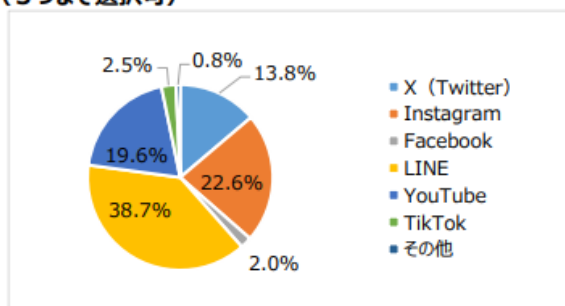
なお、活用するSNSの選定に際しては、総務省情報通信政策研究所による調査結果等を参照するほか、以下のアンケート結果を参照し、より多くのターゲットへの広がり期待でき、かつ、ターゲットへの影響力が強いものを選定すること。

令和5年度 児童虐待を防止するためのSNS相談業務 年度末アンケート結果

実施期間：2023年3月12日～2023年3月24日

Q9.ふだん、どのようなSNSをよく利用していますか？（3つまで選択可）

	回答	割合
X (Twitter)	55	13.8%
Instagram	90	22.6%
Facebook	8	2.0%
LINE	154	38.7%
YouTube	78	19.6%
TikTok	10	2.5%
その他	3	0.8%
合計	398	100.0%



(ロ) その他、テレビCM、ラジオCM、新聞広告、公共交通機関の広告、又はイベントの実施等の、SNS以外の媒体1種類以上を用いた広報啓発を行うこと。

なお、より多くのターゲットへの広がり期待でき、かつ、ターゲットへの影響力が強いものを選定すること。

(ハ) (イ) のランディングページを作成すること。ランディングページの内容は、イの内容と整合するものとし、県又はこども家庭庁ホームページの関連するページを案内するものとする。

情報漏洩等が起こらないよう、セキュリティに十分留意すること。

公開期間は、原則として令和6年12月27日までとするが、委託期間終了後も公開終了後1年以上は公開終了等の案内を行うこと。また、公開終了後のドメインの不正利用を防止するため、原則として当県デジタルみやぎ推進課が所有

するサブドメインを取得し、サブドメインにより公開すること。

(ニ) (イ) 及び (ロ) で作成したデータを、県が有する他の広報啓発媒体で利用できる形式で発注者に提供すること。

(2) 広報啓発資材の作成（児童相談所虐待対応ダイヤル１８９をＰＲする啓発資材の作成）

イ 対象者

児童相談所職員等が商業施設等において、一般県民に対して広報啓発活動を行う際に配布することを想定。

ロ 記載内容

(イ) 必須

必ず「１８９」（「いちはやく」のルビを振ること。）の文字を入れ、全体としてオレンジ色及び白色を基調とすること。

なお、翌年度以降にも配布できる内容とすること。また、作成したデザインのデータを、加工編集可能な形式で発注者に提供すること。

(ロ) 任意

啓発資材の種類によっては、「１８９」の文字のほかに、「宮城県」と記載するほか、こども家庭庁のホームページを参考に、「虐待かと思ったらすぐにお電話ください」「児童相談所虐待対応ダイヤル」など記載し、訴求性のあるデザインとするとよい。

オレンジリボンロゴマーク、「仙台・宮城観光ＰＲキャラクターむすび丸」、又は「アニメむすび丸」子育てバージョンキャラクター等の使用を希望する場合には、別途利用申請手続きが必要であるため、事前に申し出ること。

ハ 作成部数

５千個以上作成すること。

ニ 規格

より効果的な広報啓発活動を実現するため、受け取った県民が容易に廃棄しない資材とすること（例：ハンドタオル）。また、翌年度以降に使用する場合があるため、経年劣化の少ない資材とすること。ビニール袋等により個包装すること。

(3) 効果測定

(1) の業務の効果測定を企画し、実施すること。効果測定は定量的なものとする。

5 業務実施体制

業務の実施に当たっては、発注者との連絡調整が迅速に行うことができ、期日までに適正な内容で業務を実施できる体制を整えること。

6 計画書等の提出及び成果物の納品

(1) 業務実施計画書

受注後速やかに、業務実施計画書（様式第1号）に以下の内容を記載した書類を添えて発注者に提出すること。また、計画に変更が生ずる場合には、あらかじめ発注者の承認を得ること。

イ 業務実施責任者及び業務従事者の名簿及び担当者の連絡先

ロ 4に規定する業務内容の実施内容案

ハ 4に規定する業務の実施スケジュール

(2) 広報啓発内容承認申請書

4の具体的な実施内容を決定するにあたっては、あらかじめ、広報啓発内容承認申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて実施内容を発注者に示し、承認を得ること。

なお、承認申請書提出前には、検討状況を都度、発注者に報告するとともに、発注者と最低3往復の確認及び修正を行えるように進捗を管理すること。このほか、4に規定する業務内容の実施にあたっては、必要に応じて発注者に進捗を報告すること。

(3) 成果物の納品

4（1）ハ（ニ）に規定するデータは、電子データの形式で、4（1）ハ（イ）及び（ロ）の広報啓発の公開開始までに納品すること。

4（2）に規定する広報啓発資材は令和6年10月31日までに納品すること。加工可能なデータの納品についても同様とする。

4（3）に規定する効果測定結果（任意の様式）は、電子データの形式で、令和6年12月27日までに提出すること。

(4) 業務完了報告書の作成

すべての業務完了後、令和6年12月27日までに、業務完了報告書（様式第3号）を発注者に提出すること。

7 機密の保持

本業務を通じて知りえた機密情報については、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

8 個人情報の保護

本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行い、個人情報保護法を遵守しなければならない。

9 その他

- (1) 本業務に関しては、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (2) 6の成果物の所有権及び著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が必要に応じて協議の上、決定するものとする。